

## 電子公告に関する規則案及び商法施行規則改正案の要点

(前注)条文の番号について法令名を記載していないものは、規則案又は改正案の条文の番号です。

### (1) 電子公告に関する規則案

ア 電子公告を行おうとする会社その他の法人が調査機関に対し電子公告調査を求める際の方法(第3条関係)

電子公告調査を求めようとする会社その他の法人は、調査機関が法務大臣への報告をしなければならない日(後記エ参照)の2営業日前までに、当該調査機関が業務規程で定めるところにより、次に掲げる事項を当該調査機関に示して、電子公告調査を求めなければならないこととしています。

(ア) 当該法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の氏名

(イ) 登記簿の公告方法欄に記載されているURL(以下「登記アドレス」と言います。決算公告用のものを除きます。)

(ウ) 公告を実際に掲載するホームページのURL(以下「公告アドレス」と言います。)

(エ) 公告期間(商法第166条ノ2第2項に規定する公告期間を言います。以下同じ。)

(オ) 公告しようとする内容である情報(調査機関が業務規程で定める電磁的方法により示さなければなりません。以下、当該電磁的方法により示された情報を「公告情報」と言います。)

(カ) 公告すべき内容を規定した法令の条項(以下「公告根拠条文」と言います。)

### イ 調査機関の登録手続(第4条関係)

調査機関の登録を受けようとする者は、法人である場合には商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、個人である場合には氏名及び住所、電子公告調査の業務を行おうとする事業所の所在地を記載した申請書に、手数料に相当する額の印紙をはり付けた上、登記簿の謄本又はこれに準ずるもの、改正商法第459条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを説明する書面、電子公告調査に使用する電子計算機及びプログラムが、改正商法第460条第1項第1号イから八までに掲げる要件のいずれにも適合しているものであることを説明する書類及び電子公告調査の実施方法を記載した書類を添付して、法務大臣に提出しなければならないこととしています。

なお、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「オンライン通則法」と言います。)第3条第1項の規定により、上記の登録申

請を法務省オンライン申請システムによって行う場合には、印紙の貼付に代えて、納付情報による現金納付をすることができることとしています。

また、登録を受けた調査機関がその登録の更新の申請を行う場合も、上記と同様の手続によることとしています。

#### ウ 調査機関が電子公告調査を行う方法（第5条関係）

(ア) 公告すべき内容である情報の公告ホームページへの掲載の有無に関する調査方法（第5条第1項第1号～第3号、第5号、第2項、第3項）

##### 自動プログラムによる調査

公告すべき内容である情報が公告ホームページに掲載されているかどうかについては、6時間に1回以上の頻度で、調査機関の電子計算機が自動的に、公告ホームページにアクセスし、公告ホームページから受信した情報（以下「受信情報」と言います。）及びその日時を、当該アクセスの際に入力した公告アドレスとともに電磁的記録として記録するとともに、受信情報と公告情報とが同一であるかどうかを比較・判定し、その結果及び判定の日時を電磁的方法として記録することによって行うこととしています（第5条第1項第1号イ(1)及びロ）。

##### 手動による調査を要する場合

の自動作業によって公告ホームページから情報を受信することができたが、受信情報と公告情報との比較対照結果が同一でない旨のものであった場合や、電子計算機による自動的な判定作業を行うことができなかった場合には、調査機関の職員が両者を電子計算機の映像面に表示させた内容を閲読することによりその同一性を判断しなければならないこととしています（第5条第1項第2号）。

また、の自動作業によって公告ホームページから情報を受信することができなかった場合には、その旨、その日時及び当該アクセスの際に入力した公告アドレスを電磁的記録として記録した上、調査機関の職員が手動で電子計算機を操作して公告ホームページにアクセスしなければならないが、受信情報と公告情報の比較作業は、両者を電子計算機の映像面に表示させた内容を閲読することにより行うこととしており、電子計算機による自動作業で公告ホームページへのアクセスを行うこと自体ができなかったときも同様です。（第5条第1項第1号イ(2)及び第3号）。

##### 公告ホームページへのアクセスの方法

公告ホームページへのアクセスは、電子計算機による自動作業であると、調査機関の職員による手動作業であるとを問わず、異なるプロバイダを経由して3回（1回又は2回で情報を受信することができた場合には、その回数）情報の送信を要求することによって行わなければならないこととしています（第5条第2項）。

##### 追加公告が行われた場合における調査

公告期間中に、改正商法第166条ノ2第2項に規定する公告の中断が生じた場合には、電子公告を行う会社その他の法人は、同項第3号の規定により追加公告を行うこととなりますが、当該法人から調査機関に対し、調査機関の業務規程に定めるところにより、追加公告の開始(予定)日時及び追加公告の内容である情報(以下「追加公告情報」と言います。)が示された場合には、当該日時以降の電子公告調査においては、受信情報と公告情報及び追加公告情報とを比較対照しなければならないこととしています(第5条第3項)。

(イ) 調査申込みの際に示された公告アドレスの適格性に関する調査方法

登記アドレスと公告アドレスとが異なる場合には、公告掲載期間中の任意の時期に1回以上、同一の公告アドレスについて、登記アドレスのページから公告アドレスのページまでの間のリンクが切れていないかどうか及び登記アドレスのページから公告アドレスのページまでのすべてのページが無償かつ事前登録なしでアクセスできるかどうかを調査し、その調査の結果及び日時を電磁的記録として記録しなければならないこととしています(第5条第1項第4号)。

(ウ) 作業不能の場合に執るべき措置(第5条第4項)

電子計算機の故障等によって上記の作業のいずれかを行うことができなかった場合には、その旨及び日時を記録しなければならないこととしています。

エ 調査機関から法務大臣への報告の方法(第6条関係)

調査機関は、公告開始日の2日(法務省の閉庁日を除く。)前までに、法務省オンライン申請システムにより、電子公告調査を委託した会社その他の法人の商号又は名称及び本店等の所在地、公告アドレス、公告期間並びに公告根拠条文を報告しなければならないこととする等しています。

なお、当該報告がされた情報は、電子公告制度の導入に伴い法務省が行政サービスとして開設予定の公告リンク集ホームページに掲載されることとなります。

オ 調査機関から調査委託者に対する電子公告調査の結果の通知の方法(第7条関係)

(ア) 調査結果通知の作成及び提供方法

調査結果通知は、書面又は電磁的方法のいずれかにより行わなければならないが、その電磁的方法は、電子メールの送信又はフロッピーディスク若しくは光ディスクの交付のいずれかとしています。ただし、調査委託者が、これらの方法のいずれかによる調査結果通知を求めた場合には当該方法によらなければならないが、また、調査委託者が登記申請の添付資料として利用することのできる方式による調査結果通知を求めた場合には、当該方式によらなければならないこととしています(第7条第1項柱書、第2項、第

3項)。

(イ) 調査結果通知の記載・記録事項(第7条第1項各号)

調査結果通知には、調査委託者の商号又は名称、本店等の所在地、代表者の氏名及び登記アドレス、公告アドレス、公告情報の内容、追加公告があった場合における追加公告情報の内容、公告期間、公告根拠条文並びに各電子公告調査の結果(公告の中断を生じた可能性のある最長推計時間を含みます。)を記載・記録しなければならないこととしています。

カ 調査機関が電子公告調査を行うことができない場合(第8条関係)

次に掲げる場合には、調査機関は、電子公告調査を行うことができないこととしています。

(ア) 調査機関及び調査機関を支配する関係にある者(改正商法第463条各号に掲げる者。以下「調査機関等」と総称します。)又はその役員が、公告を電子公告により行う者から、自己の使用するサーバを公告ホームページのサーバとすることを委託を受けたとき(第8条第1号)。

(イ) 公告を電子公告により行う者が第三者の運営するサーバを公告サーバとすることを委託した場合において、調査機関等又はその役員が当該委託契約の代理又は媒介をしたとき(第8条第2号)。

(ウ) 調査機関等又はその役員が公告サーバの賃貸人であるとき(第8条第3号)。

(エ) 調査機関等又はその役員が、公告を電子公告により行う者の委託を受けて公告情報を作成したとき(第8条第4号)。

キ 調査機関が業務規程に定めておかなければならない事項(第9条関係)

電子公告調査の求めの受付の時間及び休日に関する事項、電子公告調査を求める方法に関する事項、電子公告調査の料金に関する事項、電子公告調査の実施方法に関する事項、電子公告調査の結果通知に関する事項等を定めておかなければならないこととしています。

ク 電子公告調査の業務の休廃止の届出の方式(第10条関係)

休廃止に係る業務の範囲、休廃止の年月日及び休止の場合にはその期間、休廃止の理由を届出書の提出によって届け出なければならないこととし、業務の全部の廃止の場合には、改正商法第472条第2項の規定による他の調査機関へ帳簿等の引継ぎをしたことを証する書面を添付しなければならないこととしています。

なお、当該届出はオンライン通則法により法務省オンライン申請システムを利用して行うこともできます。

ケ 電磁的記録をもって作成されている財務諸表等及び帳簿等の開示のための電磁的方法(第11条関係)

商法施行規則第7条及び第9条を準用することとしています。

コ 帳簿等の記載・記録、保存等に関する事項(第12条関係)

(ア) 帳簿に準ずるものの内容(第12条第1項)

帳簿に準ずるものとして認められる記録媒体を磁気ディスク(光ディスクなど、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含みます。)としています。

(イ) 調査機関が帳簿等に記載・記録しなければならない事項等(第12条第2項,第3項)

次に掲げる事項を電子公告調査の求めごとに記載・記録しなければならないこととしています。

調査委託者の商号又は名称,本店等の所在地及び代表者の氏名,登記アドレス,公告アドレス,公告期間,調査委託の際に示された公告しようとする内容並びに公告根拠条文

電子公告調査を求められた年月日

電子公告調査を行った事業所の所在地

電子公告調査に関わった職員の氏名

電子公告調査を行った際に電磁的記録として記録した事項

電子公告調査を行った際に電磁的記録として記録することができなかった事項

(ウ) 帳簿等の保存期間を各電子公告調査ごとに10年間としています(第12条第4項前段)

サ 弁護士会等が行う電子公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項(第13条関係)

監査法人,弁護士法人,弁護士会,司法書士法人,土地家屋調査士法人,行政書士法人,税理士法人,税理士会,社会保険労務士法人及び特許業務法人については,合名会社と同様に,官報公告と電子公告の併用により,合併の際の債権者保護手続における個別催告を省略することが認められました(改正弁護士法第43条第2項等)が,その電子公告に関する登記アドレスについて規定しています。内容は商法施行規則第8条と同じですが,商法,有限会社法及び商法特例法以外の法律の委任事項であり,商法施行規則に規定することができないため,本規則において規定することとしました。なお,第13条第2号に引用されている組合等登記令第12条の2は,電子公告法の施行に伴い改正が予定されている組合等登記令において新設される予定の規定であり,内容は(注)のとおりです。

(注) 組合等登記令第12条の2(案)

(合併における公告の方法の登記)

第十二条の二 監査法人,行政書士法人,司法書士法人,社会保険労務士法人,税理士会,税理士法人,土地家屋調査士法人,特許業務法人又は弁護士法人は,次の各号に掲げる定款(税理士会にあつては,会則。以下この項,第十九条第三項及び第二十三条の二において同じ。)の定めを設けたときは,主たる事務所の所在地においては二週間以内に,従たる事務

所の所在地においては三週間以内に、それぞれ当該各号に定める事項を登記しなければならない。

- 一 合併をする場合における債権者に対する公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙によつてする旨の定款の定め その定め
  - 二 前号の公告を電子公告（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十六条第六項の電子公告をいう。以下同じ。）によつてする旨の定款の定め その定め及び公告の内容である情報の提供を受けるため必要な事項であつて法務省令で定めるもの
  - 三 電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙であつて定款に定めるものに掲げて公告をする旨の定款の定め その定め
- 2 前項に規定する者は、同項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

## （２） 商法施行規則改正案

### ア 電子公告法関係の改正

（ア） 電子公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項（第 8 条の 2 関係）

合名・合資会社（第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）、株式会社（同項第 2 号）及び有限会社（同項第 3 号）が電子公告を行う場合の登記アドレスについて規定しており、株式会社の貸借対照表の電磁的公示のための登記アドレスの規定である第 8 条を準用しています（第 8 条第 1 項）。

また、株式会社の貸借対照表等の電子公告のための登記アドレスは、それ以外の電子公告のための登記アドレスと別に登記することができることとしています（第 8 条第 2 項）。

（イ） 電子公告を行うための電磁的方法（第 10 条関係）

株式会社等が電子公告を行うための電磁的方法は、貸借対照表等の電磁的公示の場合と同様、インターネットによるものであることを規定することとしています。

### イ 電子公告法関係以外の改正

（ア） 営業報告書の記載事項（第 103 条第 1 項第 7 号関係）

現行第 103 条第 1 項第 7 号において、営業報告書の記載事項として、大株主への出資の状況を表す指標である議決権の比率を記載することとされていますが、当該比率を算定するには、分母となる議決権総数を把握しなければならないところ、これは大株主である法人の決算期における株主等が確定した後でなければ確認できないので、計算書類作成会社における計算書類内定の取締役会では議決権の比率を算定することは困難である等の批判が寄せられていることから、商法施行規則制定以前の計算書類規則

における指標であった出資の比率に戻すこととしています。

(イ) 中間配当限度額の算定における加算額（第125条第2項第1号関係）

平成16年通常国会における新破産法の施行に伴う整備法において、商法第293条ノ5第3項が改正され、同項第5号及び第6号における法定準備金（第5号）及び資本（第6号）の減少差益から最終の決算期後の資本又は法定準備金の減少による資本の欠損のてん補額を控除しないこととするとともに、同項第6号ノ2を新設して、最終の決算期後の法定準備金の使用による資本の欠損のてん補額を加算額として規定することとされたため、商法施行規則第125条第2項第1号による欠損てん補額の加算が不要になりましたので、同号を削ることとしています。

(ウ) 会計監査人の監査報告書の署名者（第131条関係）

平成15年の公認会計士法改正による、監査法人への指定社員制度の導入に伴い、指定社員による監査報告書への署名又は電子署名を可能としています。

(参考) 電子公告法の省令委任事項と電子公告に関する規則案及び商法施行規則改正案との対応表

電子公告法の省令委任事項		対応する電子公告に関する規則又は商法施行規則の規定
規定	内容	規定
商法第100条第8項第2号	合名会社の合併の際の債権者保護手続における個別催告を省略するための電子公告において、公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項（登記アドレス）	商法施行規則第8条の2
商法第166条第6項	株式会社が電子公告を行うための電磁的方法	商法施行規則第10条
商法第188条第3項	電子公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項（登記アドレス）	商法施行規則第8条の2
商法第283条第7項	貸借対照表の電磁的公示を行うための、電子公告に準ずるものの内容	商法施行規則第10条
商法第457条（商法第459	電子公告を行おうとする会社その他の法人が電子公告調査を求める際の	電子公告に関する規則第3条

条第 1 号に規定する有限会社法等関係規定で準用する場合を含む。)	方法	
商法第 4 6 0 条第 1 項	調査機関の登録及び登録更新に関して必要な手続	電子公告に関する規則第 4 条
商法第 4 6 2 条第 2 項	調査機関が電子公告を行う方法	電子公告に関する規則第 5 条
商法第 4 6 2 条第 4 項	調査機関から調査委託者に対する電子公告調査の結果の通知の方法	電子公告に関する規則第 7 条
商法第 4 6 3 条	調査機関が電子公告調査を行うことができない場合	電子公告に関する規則第 8 条
商法第 4 6 5 条第 2 項	調査機関が業務規程に定めておかなければならない事項	電子公告に関する規則第 9 条
商法第 4 6 6 条	調査機関が電子公告調査の業務の休止を法務大臣に届け出る際の方法	電子公告に関する規則第 1 0 条
商法第 4 6 7 条第 2 項第 3 号	電磁的記録をもって作成されている財務諸表等の記録事項を閲覧又は謄写させるための、当該記録事項の表示の方法	電子公告に関する規則第 1 1 条（商法施行規則第 7 条を準用）
商法第 4 6 7 条第 2 項第 4 号	電磁的記録をもって作成されている財務諸表等の記録事項を提供するための電磁的方法	電子公告に関する規則第 1 1 条（商法施行規則第 9 条を準用）
商法第 4 7 1 条第 1 項	調査機関が帳簿等を備え、保存する際の方法及び保存期間	電子公告に関する規則第 1 2 条第 3 項，第 4 項前段
商法第 4 7 1 条第 1 項	調査機関が備えなければならない帳簿に準ずるもの	電子公告に関する規則第 1 2 条第 1 項
商法第 4 7 1 条第 1 項	調査機関が帳簿等に記載又は記録しなければならないもの	電子公告に関する規則第 1 2 条第 2 項
商法第 4 7 2 条第 1 項	帳簿等の引継ぎを受けた調査機関が当該帳簿等を保存する際の方法及び保存期間	電子公告に関する規則第 1 2 条第 4 項後段
商法第 4 7 2 条第 2 項第 2 号	電磁的記録をもって作成されている帳簿等の記録情報を提供するための電磁的方法	電子公告に関する規則第 1 1 条（商法施行規則第 9 条を準用）
有限会社法第 8	有限会社の合併等の際の債権者保護	商法施行規則第 8 条

8条第3項第2号	手続における個別催告を省略するための電子公告において、公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項（登記アドレス）	の2
商法特例法第16条第5項	大会社及びみなし大会社が貸借対照表及び損益計算書の電磁的公示を行うための電子公告に準ずるものの内容	商法施行規則第10条
弁護士法第43条第2項において準用する商法第100条第8項第2号	弁護士会の合併の際の債権者保護手続における個別催告を省略するための電子公告において、公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項（登記アドレス）	電子公告に関する規則第13条第1号
組合等登記令第12条の2第1項第2号	監査法人，弁護士法人，司法書士法人，土地家屋調査士法人，行政書士法人，税理士法人，税理士会，社会保険労務士法人及び特許業務法人の合併の際の債権者保護手続における個別催告を省略するための電子公告において、公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項（登記アドレス）	電子公告に関する規則第13条第2号